

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆様へ

埼玉県中小企業制度融資 【新型コロナウイルス対応負担軽減型】 経営あんしん資金

<対 象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上高等が前年 同期に比べて<u>減少している、または減少見込み</u>の事業者(<u>市</u> 町村の認定書不要)

<融資条件>

融資利率 年0.8%以內

(令和2年4月1日から1.3%→0.8%へ引き下げました)

融資限度額 最大 1 億円

(十分な資金ニーズに対応できるようにしました)

融資期間 最大 10年間 (うち据置最大 3年間)

(返済負担を緩和するため融資期間・据置期間を延ばしました)

その他

資金使途 運転資金

信用保証料 年0.45~1.64%以内

保 証 人 個人事業主 原則として不要

法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要

担 保 金融機関・保証協会との協議による

融資対象者の主な要件

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、①~③のいずれかに該当する事業者。
- ①最近3か月の平均売上高等(今後3か月の見込みも可)が前年同期と比較して減少している。
- ②最近1か月の売上高等(今後1か月の見込みも可)が前年同期と比較して減少している。
- ③創業1年以内などの事情で前年同期と比較ができない場合であって、最近1か月の売上高等が一定時期の 平均売上高等と比較して減少している。
- 2 信用保証対象業種を営んでいる。

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

- 3 埼玉県内に事業所を有し、事業を営んでいる。
- 4 事業税等を滞納していない。 ほか

主な必要書類

- ○埼玉県中小企業制度融資申込書 ○事業税の納税証明書 ○確定申告書の写し
- 〇金融機関必要書類
- 〇保証協会必要書類
- ○受付機関による売上減少要件の認定書
- (必要書類の詳細は、融資申込受付機関にお問い合わせください。)

手続きの流れ

融資のご利用(申込み)にあたっては、

- ●事前に融資申込受付機関(商工会議所・商工会等)あて、ご利用可能な融資メニューや手続等について、 ご確認(ご相談)ください。なお、手続きをスムーズに進めるため、事前に取扱金融機関(お取引のある金融 機関)あて融資利用の相談をされることをお勧めします。
- ●売上減少の認定は受付機関が行います。



ご注意

融資の利用に必要な認定書の取得は、融資が確実に実行されることをお約束するものではありません。 融資については、取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たして もご希望に添えない場合がございます。

融資申込先(申込受付機関)

事業所が所在する地区の商工会議所·商工会 (中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会へ)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫 の、原則県内に所在する本支店

日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、 労働金庫では取り扱いができません。



